

令和8年度社会福祉法人指導監査実施方針等

(福祉部 指導監査課)

1 実施方針

主たる事務所が周南市内にあり、周南市内のみでその事業を実施する社会福祉法人（以下「法人」という。）に係る指導監査は、「社会福祉法人指導監査実施要綱」（厚生労働省）及び「周南市社会福祉法人指導監査実施要綱」に基づき実施し、法人運営の適正化と透明性の確保を推進する観点に立って、継続的な指導を行うことにより問題点の解消及び運営水準の向上を図るものとする。

2 重点指導事項

(1) 経営組織のガバナンスの強化

- ア 評議員及び役員の適正な選任手続きの徹底
- イ 評議員会及び理事会の適正な設置及び開催の徹底
- ウ 評議員会及び理事会の正確な議事録の作成や保存の徹底
- エ 理事の業務執行の状況及び会計について、適正な監事監査の実施

(2) 事業運営の透明性の向上

- ア 現況報告書及び計算書類の正確な作成
- イ 法令に定める事項のインターネットを利用した公表及び備置きの徹底

(3) 財務規律の強化

- ア 親族等関係者への特別の利益供与の禁止の徹底
- イ 適正な社会福祉充実残額の算出及び社会福祉充実計画の実施
※社会福祉充実計画は該当法人のみ

(4) 社会福祉法人会計基準等による適正な会計処理

- ア 社会福祉法人会計基準に基づく適正な会計処理の徹底
- イ 会計事務にかかる内部牽制体制の確保
- ウ 適正な予算執行と契約等経理事務処理の徹底

3 実施方法

指導監査のうち、一般監査（定期監査）の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 監査資料の記載事項等に係る関係書類の閲覧及び前回の指摘事項等についての改善状況の確認等、関係者からのヒアリング方式で行うものとする。
- (2) 原則として3年に1回実地で行うものとする。

ただし、前年度以前の一般監査において、継続的な指導を要すると判断された法人については、今年度も実施するものとする。

4 実施計画

一般監査は、別途策定する「令和8年度社会福祉法人指導監査年間実施計画」により実施するものとする。

5 所管課等との連携

(1) 情報の共有化

関係所管課との連携により、情報を共有することにより、指導監査を円滑に行う。

(2) 県との連携

施設等の指導監査を担当する県健康福祉部各課と連携するものとする。

区 分	対象施設・事務所	担 当 課
保護施設	・ 救護施設	厚政課 保護医療班
老人福祉施設	・ 特別養護老人ホーム ・ 養護老人ホーム・軽費老人ホーム	長寿社会課 施設班
介護保険施設等	・ 介護保険施設 ・ 居宅サービス事業所 (通所、ショート、特定施設)	長寿社会課 介護保険班
児童福祉施設	・ 保育所 (認可)	こども政策課 保育・母子保健班
	・ 児童養護施設等	こども家庭課 児童環境班
	・ 母子生活支援施設	こども家庭課 青少年・家庭福祉班
障害者支援施設等	・ 障害者支援施設 ・ 障害児入所施設	障害者支援課 施設福祉推進班
指定障害福祉サービス事業所	・ 指定障害福祉サービス事業所 (通所) ・ 指定障害児通所支援事業所等	

(3) 社会福祉法人指導監査員の設置

社会福祉法人の業務及び財産の状況の検査に関し、適正かつ効果的に実施するため、公認会計士を社会福祉法人指導監査員として任用し、一般監査に同行するものとする。